

5. 両生類・爬虫類・哺乳類調査

5. 両生類・爬虫類・哺乳類調査

5.1 両生類・爬虫類・哺乳類調査結果の概要

(1) 確認種

今回とりまとめを行った7水系7河川で確認された両生類は2目5科12種、爬虫類は2目8科15種、哺乳類は7目14科25種でした。

それぞれの確認種数が最も多かった河川は、両生類では九州地方の肝属川で10種、爬虫類では中部地方の豊川で13種、哺乳類では、中部地方の豊川、近畿地方の円山川で16種でした。

(2) 重要種^{注1)}

今回とりまとめを行った7河川で確認された重要種は、環境省のレッドデータブックで指定されている両生類のアカハライモリ、トノサマガエル²の2種、爬虫類のニホンイシガメ、ニホンスッポンの2種、合計で4種でした。哺乳類の重要種は確認されませんでした。

重要種の確認種数が最も多かった河川は、両生類では中部地方の豊川、中国地方の日野川、九州地方の筑後川、小丸川、肝属川でそれぞれ2種、爬虫類では中部地方の豊川、九州地方の小丸川、肝属川でそれぞれ2種が確認されました。

注1) 重要種について

本資料においては、次の文献のいずれかに該当する種や亜種を重要種としました。

- ・「文化財保護法」の特別天然記念物および天然記念物。
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種および緊急指定種。
- ・環境省編(2014)「レッドデータブック2014」掲載種(2014:哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、貝類、その他無脊椎動物、2015:汽水・淡水魚類、昆虫類、維管束植物)
 - 絶滅(EX):我が国ではすでに絶滅したと考えられるもの。
 - 野生絶滅(EW):飼育・栽培下でのみ存続しているもの。
 - 絶滅危惧I A類(CR):ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
 - 絶滅危惧I B類(EN):I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
 - 絶滅危惧II類(VU):絶滅の危険が増大しているもの
 - 準絶滅危惧(NT):現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。
 - 情報不足(DD):評価するだけの情報が不足しているもの。
 - 絶滅のおそれのある地域個体群(LP):地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

(3) 国外外来種^{注2)}

1) 国外外来種の確認状況

今回とりまとめを行った7河川で確認された国外外来種は、両生類がウシガエル1種、爬虫類がミシシippアカミミガメ1種、哺乳類がハツカネズミ、ドブネズミ、ヌートリア、アライグマ(アライグマ属を含む)、チョウセンイタチ、ハクビシンの6種、合計で8種でした。国外外来種の確認河川数が多かった種は、両生類ではウシガエルの6河川、爬虫類ではミシシippアカミミガメの5河川、哺乳類ではハツカネズミ、ヌートリアの4河川でした。

2) 特定外来生物等の確認状況

上記の国外外来種のうち、外来生物法が定める特定外来生物^{注3)}は、両生類ではウシガエルの1科1種、哺乳類ではヌートリア、アライグマ(アライグマ属を含む)の2科2種が確認されました。生態系被害防止外来種リスト^{注4)}掲載種は、両生類のウシガエルの1科1種、爬虫類のミシシippアカミミガメの1科1種、哺乳類はハツカネズミ、ドブネズミ、ヌートリア、アライグマ(アライグマ属を含む)、ハクビシンの4科5種が確認されました。

注) 国外外来種の選定基準について

注 2) 外来種とは、本来その生物が生息していない地域に貿易や人の移動などを介して意図的・非意図的に導入された種をいいます。外来種のうち、日本国外から持ち込まれた種を「国外外来種」といい、日本国内の種であっても本来その生物が生息していない地域に、他の場所から持ち込まれた種は「国内外来種」といいます。

本資料でいう国外外来種とは、おおよそ明治以降に人為的影響により導入したと考えられる国外由来の動植物すべてを指し、導入以後に国内に定着した種であるか否かの判断は、選定の際に考慮していません。また、外来種の選定は、9～11 ページに掲載した文献および 12 ページに掲載した学識者による意見をもとに行っています。

注 3) 特定外来生物とは、『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(最終改正及び施行 2014 年 6 月)』により、輸入や飼養等が規制される生物(生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる)です。おおむね明治以降に国外から導入された国外外来種のうち、生態系、人の生命・身体及び農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがある生物が指定されています(指定された外来生物と在来種が交雑した生物も含む)。

注 4) 生態系被害防止外来種リスト(我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト)とは、我が国の生物多様性を保全するため、さまざまな主体の参画のもとで外来種対策の一層の進展を図ることを目的とし、環境省及び農林水産省が「生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある生物」を生態的特性及び社会的状況も踏まえて選定した外来種リストです。リスト中には特定外来生物法で指定された生物も含まれています。また、魚類、植物、哺乳類、両生類、爬虫類、陸上昆虫類においては、国内外来種も一部選定されています。

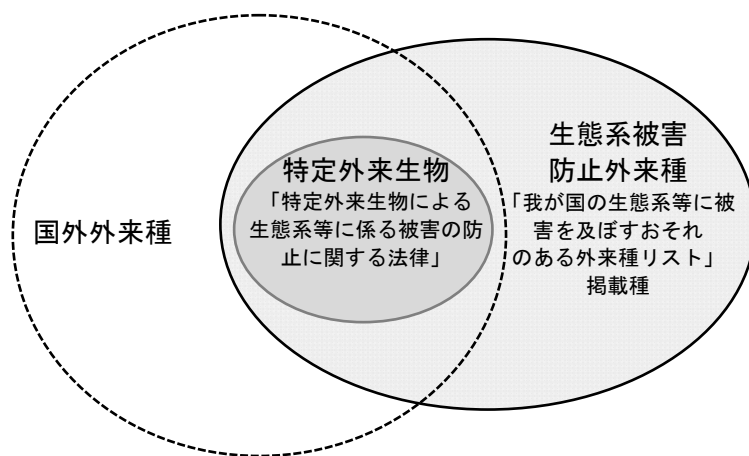


図 (参考) 国外外来種、生態系被害防止外来種、特定外来生物の関係